

京都大学事務組織規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百三十号)

京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「課長補佐、専門員」の下に、「^{総務掛}専門員(施設整備担当)」を
「^{総務掛}専門員(施設整備担当)」を
「^{総務掛}専門員(環境保全センター担当)」に改める。

第十二条第一項中「人間・環境学研究科」の下に、「^{総務掛}エネルギー科学研究科、情報学研究科、地球環境学堂」を加え、同条第五項中「^{総務掛}エネルギー科学研究科、情報学研究科、地球環境学堂」を削り、「^{総務掛}エネルギー科学研究科、情報学研究科、地球環境学堂」を加え、同条第二項を加える。
その名称は、三研究科共通事務部とする。

10 第一項に定めるもののほか、エネルギー科学研究科、情報学研究科及び地球環境学堂の事務のうち特定の事務を併せて処理するため部局事務部を置き、

11 前項の事務部に事務長を置き、エネルギー科学研究科事務長、情報学研究科事務長又は地球環境学堂事務長をもって充てる。

20 第二十条の見出し及び同条第一項中「工学研究科等」を「^{総務掛}工学研究科」に改め、同条第三項から第六項までを次のように改める。

3 総務課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。
専門員(Aクラスター事務区総括担当)

専門職員(地球系担当)

専門職員(物理系総務担当)

専門職員(物理系担当)

総務掛

人事掛

広報渉外掛

図書掛

Aクラスター事務区庶務掛

Aクラスター事務区会計掛

Aクラスター事務区教務掛

Aクラスター事務区総務掛

4 経理課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。
専門員(桂キャンパス施設移転契約担当)

専門職員(桂キャンパス施設移転経理担当)

財務掛

契約掛

補助金掛

経理掛

資産管理掛

施設管理掛

5 教務課に課長補佐及び次の掛を置く。
大学院掛

教務掛

留學生掛

学生サービス掛

6 学術協力課に次の掛を置く。
研究協力掛

国際協力掛

産学交流掛

産学連携掛
第二十二条の次に次の三条を加える。

(エネルギー科学研究科事務部)
第二十二条の二 エネルギー科学研究科事務部に次の掛を置く。

総務・教務掛
学術・管理掛

(情報学研究科事務部)
第二十二条の三 情報学研究科事務部に次の掛を置く。

総務・教務掛
学術・管理掛

(地球環境学学術部)
第二十二条の四 地球環境学学術部に次の掛を置く。

総務・教務掛
学術・管理掛

第三十五条の次に次の一条を加える。

(三研究科共通事務部)
第三十五条の二 三研究科共通事務部に次の掛を置く。

総務掛
経理掛

この規程は、平成十六年十月一日から施行する。